

随意契約の結果

【令和2年1月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
01-千里高野台団地先工区ガス 給湯暖房設備工事	契約担当役 西日本支社 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和2年1月27日	大阪瓦斯(株) 大阪府大阪市中央区平野町 4-1-2	3120001077601	107,211,500円	103,400,000円	96.4%	一般ガス導管事業者のガス供給区域は、ガス事業法に基づき経済産業大臣の許可が必要であり、各供給区域で1社の一般ガス導管事業者が許可されている状況である。また、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者が定めた供給内容を記載した託送供給約款において、供給区域におけるガス工事は当該一般ガス導管事業者が行うものとされている。 このことから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該団地における一般ガス導管事業者である当該業者と随意契約を行ったものである。	-				-
01-大阪駅北(2期)地区九条 梅田線迂回路移設工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府城東区森之宮1-6-85	令和2年1月30日	東海道線支線南1地区T新 設他工事特定建設工事共同 企業体 東京都港区港南2-15-2	0000000000000	151,648,200円	151,140,000円	99.7%	本工事は、九条梅田線迂回路を移設する工事である。JR東海道線地下化事業に係る新駅設置事業に隣接・重複しており、新駅開業に向けたJR地下化工事遅延防止、当該工事を連立事業の工事施工者に施工させた場合、工期短縮、経費節減、安全・円滑・適切な施工確保する上で有利と認められるため、会計規程第51条第3項第4号の規定に基づき特命随意契約を行ったものである。	-				-